

費用徴収金基準額表（令和4年7月1日現在）

本人の属する世帯の階層区分		徴収金基準額（月額）	
		福祉型障害児入所施設、医療型障害児入所施設及び指定発達支援医療機関	
A	生活保護法による被保護世帯（単給世帯を含む。）及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律による支援給付受給世帯		0円
B	A階層を除き当該年度分（4月から6月までの月分の費用の徴収については、前年度分とする。）の特別区民税又は市町村民税非課税世帯		0円
C	A階層を除き当該年度分（4月から6月までの月分の費用の徴収については前年度分とする。）の特別区民税又は市町村民税均等割の額のみ課税世帯		4,500円
D 1	A階層及びC階層を除き当該年度分（4月から6月までの月分の費用の徴収については、前年度分とする。）の特別区民税又は市町村民税課税世帯であって、その特別区民税又は市町村民税所得割の額の区分が次の区分に該当するもの	12,000円以下の課税世帯	6,600円
D 2		12,001円以上30,000円以下の課税世帯	9,000円
D 3		30,001円以上60,000円以下の課税世帯	13,500円
D 4		60,001円以上96,000円以下の課税世帯	18,700円
D 5		96,001円以上189,000円以下の課税世帯	29,000円
D 6		189,001円以上277,000円以下の課税世帯	41,200円
D 7		277,001円以上348,000円以下の課税世帯	54,200円
D 8		348,001円以上465,000円以下の課税世帯	68,700円
D 9		465,001円以上594,000円以下の課税世帯	85,000円
D10		594,001円以上716,000円以下の課税世帯	102,900円
D11		716,001円以上864,000円以下の課税世帯	122,500円
D12		864,001円以上1,056,000円以下の課税世帯	143,800円
D13		1,056,001円以上1,238,000円以下の課税世帯	166,600円
D14		1,238,001円以上1,439,000円以下の課税世帯	191,200円
D15		1,439,001円以上の課税世帯	その月におけるその児童等に係る費用の支弁額